

平成26年

第4回市議会定例会 議案第19号

函館市立病院条例の一部改正について

函館市立病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市立病院条例の一部を改正する条例

函館市立病院条例（平成16年函館市条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

分娩介助料	初産1児につき	正常分娩	診療時間内	82,000円
			診療時間外	
			深夜（午後10時から午前6時までの間をいう。以下同じ。）以外	87,300円
		深夜	92,600円	
			帝王切開	82,000円
	経産1児につき	正常分娩	診療時間内	79,000円
診療時間外				
深夜以外			84,300円	
深夜		89,600円		
		帝王切開	79,000円	
胎盤処置料	1件につき		1,700円	
新生児介補料	1日につき		3,810円	
産科セット代	1組につき		4,000円	
おむつ代	1日につき		200円	

を

ミルク代			1日につき	1,700円
外来人工透析時における食事料			1食につき	600円
手術料	人工妊娠 中絶料	満11週まで	1件につき	80,000円
		満12週から 満15週まで		100,000円
		満16週から 満24週まで		150,000円
	流産介助料			40,000円
	子宮内避妊 器具料	挿入		35,000円
		抜去		10,000円
		交換		10,000円
	卵管結紮料 <small>きつ</small>			6,000円

分娩料	1児につき	診療時間内	150,000円
		診療時間外	180,000円
新生児介補料	1日につき		7,000円
産科セット代	1組につき		5,000円
おむつ代	1日につき		200円
ミルク代	1日につき		640円
外来人工透析時における食事料	1食につき		600円

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

に

(提案理由)

分娩介助料の名称，区分および額ならびに新生児介補料等の額を改め，
ならびに健康保険法等の適用を受けない人工妊娠中絶等の手術を行わない
こととするに伴う規定の整備等をするため